

IV. タイ王国

本章の目的は、『「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（熱帯地域）事業』において2019年に実施したタイに係る調査結果も踏まえ、その後の情勢の変化や新たな制度等について明らかにすることである。

1. 森林の伐採段階における法令等調査

タイでは、1941年に森林法及び森林の改良を主な目的とする再造林法が制定され、主要な林業関係法律として運用されてきた。その後、1960年代に国立公園法（1961年）の他、野生生物や森林資源保護を目的とした法令が制定されて現在に至っている。

経済林の活用、森林保護、野生生物の保護などの森林に係る諸政策は森林法を核として運用されている。現行の森林法は2019年に改正したものであり、林産物の伐採及び収集、印章（伐採木に施す刻印又はシール）、木材管理、森林の再生、罰則などを規定している。森林法には木材管理に係る事項として、加工工場の管理や木材の移動に係る規定も含まれている。

森林の管理及び木材の取扱いに関係する主な法律には、次のようなものがある。

表 4-1 森林の管理及び木材の取扱いに係る主な法律

法令名	概要
森林法 Forest Act B.E. 2484 (1941)	森林法及びその改正法。 木材の生産、丸太及び木材製品の輸送並びに木材産業を規制。
保護林法 National Reserved Forest Act B.E. 2507 (1964)	保護林地域の利用及び利用許可を管理監督。
商業用林植林法 Commercial Forest Plantation Act B.E. 2535 (1992)	商業用林造林法及びその改正法。 商業用林人工林として登録された地域から生産される木材を規制。合理的な植林活動の実施を承認し、植林事業を促進。

(1) 森林の定義

タイ王国（以下、「タイ」という。）では森林の定義を、1942年森林法（以下「森林法」という。）及び天然資源環境省に属する組織である王室森林局（以下「森林局」という。）の統計資料において次のように定めている。

i 森林法による定義¹

森林とは、土地法に基づいてまだ取得されていない土地をいう。

ii 統計上の定義

森林とは、自然の草地及び岩場を含めて樹冠が0.5ha以上を覆う土地で、ユーカリ植林地、林間農地、ゴム植林地、オイルパーム植林地その他の非木材製品生産地を除くものをいう。

タイでは、「統計上の定義」において森林の定義から除く対象として掲げている「ユーカリ植林地、林間農地、ゴム植林地、オイルパーム植林地その他の非木材製品生産地」は農業省の所管事項としている。ユーカリオイル、ゴムの原料であるラテックス、食用油を採取するための樹木の植栽地は、農産物を生産するための農地の扱いである。

森林局が「統計上の定義」に基づき集計して発表した2021年の森林面積は、1,635万4,000ha、森林率は31.6%である。森林率は1973年の43.2%から2006年には30.9%までに縮小するが、その後若干拡大して現在に至っている。

(2) 森林の区分

前掲の統計上の定義による森林は全て国有であり、森林局は立木の所有権を基準として、次のように森林を公有林（Public Forest）と私有林（Private Forest）に大きく区分して業務を行っている。

i 「公有林」とは、土地及び立木が国有である森林をいう。公有林にはコンセッションを設定する場合がある。

公有林には保護林（Conservation Forest）が含まれ、保護林の指定は国王の勅命を王室官報に掲載して行う²。

ii 「私有林」とは、土地は国有であるが立木は私有である森林をいう。私有林の場合は、国が民間の個人又は法人と土地のリース契約を締結している。国から土地のリースを受ける民間の個人又は法人は、土地のリース料とロイヤリティーの支

表 4-2 森林面積の推移

年次	森林面積 (千ha)	森林率
1973	22,171	43.2
1976	19,842	38.7
1978	17,522	34.1
1982	15,660	30.5
1985	15,087	29.4
1988	14,380	28.0
1989	14,342	28.0
1991	13,670	26.6
1993	13,355	26.0
1995	13,149	25.6
1998	12,972	25.3
2000	17,011	33.2
2004	16,759	32.7
2005	16,100	31.4
2006	15,865	30.9
2008	17,159	33.4
2013	16,339	31.6
2014	16,366	31.6
2015	16,359	31.6
2016	16,348	31.6
2017	16,345	31.6
2018	16,398	31.7
2019	16,397	31.7
2020	16,377	31.6
2021	16,354	31.6

注：ユーカリ植林地、林間農地、ゴム植林地、オイルパーム植林地その他の非木材製品生産地を除く面積。

資料：森林局林地管理事務所

¹ 森林法第4条第1項。

² 森林法第28条。

払い義務を負っている。リースを受ける民間の個人又は法人は、リース契約を締結する前に行う森林局への登録において、森林関連法令を遵守し、適正な森林管理を行う宣言をする宣言書を森林局に提出する³。

なお、森林局は「林業」の監督を中心的に行う天然資源環境省傘下の行政機関である。森林の内、経済林は森林局が担当している。一方で天然林は、天然資源環境省が担当し、天然林の内の国有保護林は森林局が、国立公園、野生動物保護区及び狩猟禁止地域は同省傘下の国立野生動物植物保護局が担当している。

表 4-3 森林規制区分別森林管理担当行政機関

区 分		担当行政機関	備 考
経済林		森林局	
天 然 林		天然資源環境省	
	国有保護林	森林局	木材、林産物その他の天然資源に保護を要する場合は、森林法に基づき国有保護林に指定。
	国立公園、野生動物保護区及び狩猟禁止地域	国立公園野生動物植物保護局	

(3) 規制樹種と伐採許可

タイでは森林資源を保護するための保護林を設定する以外にも、樹種別に「規制樹種」と「非規制樹種」を設定し資源の保護を行っている。

規制樹種には次の二つのタイプがあり、規制樹種の指定は国王が勅令により行う。

【規制樹種の区分】

i タイプ A (一般規制樹種)

タイプ A は、チークその他の一般的な 160 の樹種が該当し、伐採をするときには天然資源環境大臣が承認した伐採許可を要する。タイプ A に該当する樹種には、タイにおいて代表的な次のものが含まれる⁴。

- Teak (*Tectonagrandis*)
- Yang (*Dipterocarpusalatus*)
- Padauk (*Peterocapusmacrocapus*)
- Merawan (*Hopeaodorata*)
- Teng、Chick 又は Siamese Sal (*Shorea obtuse*)
- Daeng 又は Ironwood (*Xyliaxylocarpa*)
- Rosewood (*Dalbergia cochinchinsis*, *Dalbergia cultrata*, *Dalbergiaoliveri* and *Dalbergia parviflora*)

³ 森林法第 14 条。

⁴ Forest Trend, “Timber Legality Risk Dash Board: Thailand”, USDA, October, 2021, p 2.

- Doussie (*Afzeria xylocarpa*)

ii タイプ B (特別規制樹種)

タイプ B は、希少又は保存すべき樹種で、天然資源環境省大臣の特別な許可がない限り伐採を禁じている樹種をいう。タイプ B の対象樹種には、次のものが含まれる⁵。

- Benzoin (*Styrax Benzoides*)
- Mansonia (*Mansoniagagei*)

天然資源環境大臣の承認により発行される伐採許可は、公有林及び規制樹種の伐採をするときに必要である。

伐採許可制度については、2022 年に一部改正がなされた。森林局は、タイプ A の規制樹種に指定されているチークについて、2022 年から造林法で定める自己宣言を行った個人が行う人工林材の伐採については、伐採許可を取得しなくとも伐採できるように制度を改正した。森林局は、私有林における再造林許可以外の土地保有、立木所有、伐採木の移動その他の林業活動に係る事項を許認可の対象からはずして自由化しており、この私有林のチーク人工林材の伐採に係る制度改正も、その改正作業の一環として行なっている。

一方で公有林の伐採は樹種に係わらず許可制である。伐採ライセンスには、公的なスタンプを表示し、ライセンス文書上の許可記載事項以外の伐採や寸法制限を下回る造材を禁止している⁶。

なお、公有林に於ける伐採及び規制樹種の伐採については、ライセンス発行時の手数料の他、指定した料率又額のロイヤリティーの徴収が行われている⁷。

(4) 天然林伐採の禁止

タイでは 1989 年 1 月以降、特別な事由がない限り天然林の伐採を禁止している。天然林の伐採禁止は、1988 年 11 月に高地の地滑りを主因として発生したタイ南部の大規模洪水を契機とした措置である。タイ政府は、政治的決断により天然林における伐採ライセンスの即時停止を行うとともに、林業政策の重点を天然林保護に置く方向に転換した。

(5) 人工林

森林局は、天然林の保護とともに人工造林による経済林開発を促進する政策をとっている。人工造林は、公有地及び利用権が認められている「私有地」でその多くが行われている。経済林の人工林としての公有地の利用権は、次の機関によって付与されている⁸。

- 森林局

⁵ Forest Trend, “Timber Legality Risk Dash Board: Thailand”, USDA, October, 2021, p 2.

⁶ 森林法第 11 条—第 13 条。

⁷ 森林法第 14 条。

⁸ APEC Expert Group on Illegal Logging and Associated Trade (EGILAT), “Timber legality guidance template for Thailand”, October, 2022 p 2.

- 社会開発安全保障省共同促進局及び社会開発福祉局
- 財務省

現在、天然林の伐採が禁止されているタイにおいては、商業用木材の生産は、ゴムノキ、ユーカリ、アカシアその他の早生樹種に強く依存している。森林局職員によれば、森林局としては、商業的価値の高いチークの植林を推奨したいが、人工造林の多くを担う小規模零細な土地保有者である農民は、伐期が長いチークよりも短いサイクルで現金収入が得られる早生樹種による造林を選択してしまうということであった。

タイの人工林樹種には、チークの他に次のようなものがある⁹。

- *Acacia (Acacia auriculiformis, Acacia mangium)*
- Australia Pine Tree又はWhistling Pine Tree (*Casuarina equisetifolia*)
- Black Palm (*Borassus flabellifer*)
- Burmese Grape (*Baccaurea ramiflora*)
- Eucalyptus (*Eucalyptus spp.*)
- Leuceana (*Leuceana leucocephala, Leuceana spp.*)
- Plum Mango (*Bouea macrophylla*)
- Rain Tree (*Samanea saman*)
- Red Palm, or Coconut Palm (*Cocos nucifera*)
- Rubberwood (*Hevea brasiliensis*)
- Savukku Maram (*Casuarina junghuhniana*)
- Sentang (*Azadirachta excelsa*)
- Tamarind (*Tamarindus indica*)

2019年の森林法改正においては、それまで実施していた人工造林樹種の指定に関する規定を改正し、土地法の規定により土地の保有権が確定している私有人工林保有者は、自由に植林樹種を選択できるようになった¹⁰。すなわち、人工林保有者は森林法の改正により、例えばそれまで植林が禁止されていた前掲のタイプB（特別規制樹種）の規制樹種による造林もできるようになった。

なお、森林局によれば、農業省が所管している現在のゴムノキのプランテーション面積は約390万haであり、この内の、310万ha（79%）は小規模な農家により所有されている。さらに文献によれば¹¹、ユーカリの植林地が2020年に48万ha存在している。

（6）伐採主体

タイにおける伐採は、森林産業協会（FIO：Forest Industrial Organization）がその大部分を担い、この他に農民が少量の伐採を行っている。

森林産業協会は、国が50%、農民を主体とした地域住民が50%を出資している「民間機関」で、全国77県に事務所を配置し、造林、育林、伐採その他の林業事業並びに立木及び丸太のオークション販売を主な事業としている。

⁹ Forest Trend, “Timber Legality Risk Dash Board: Thailand”, USDA, October, 2021, p 2.

¹⁰ 2019年4月18日付王室官報第8号。

¹¹ Forest Trend『前掲書』15頁。同書によるゴムノキのプランテーション面積は350万ha。

森林産業協会が伐採を行うときは森林局に伐採の許可申請を行い、森林局は伐採申請があったときは伐採予定地を踏査してから伐採許可を与えている。

(7) ゴムノキの伐採

森林局の説明によれば、年間伐採目標を3万2,000haに設定しており、実際の伐採もこの面積に近い規模で実施している。

ゴムノキのプランテーションを含む農業指定地域内における伐採には、官報による公表又は当局からの許可とともに、天然資源環境大臣による許可が必要である¹²。ラテックスを採取し終わった後のゴムノキ（伐期は25～30年）の伐採は、タイ・ラバー協会（The Thai Rubber Association）¹³が小規模農民の伐採許可に係る業務を行うことでコントロールしており、ゴム生産農家の90%がこの協会に加入している¹⁴。

ゴムノキの植栽及びプランテーションの運用は農業省の所管である。しかし、ゴムノキを伐採した後の丸太の所掌は森林局に移り、ゴムノキの丸太の取扱いにも森林法をはじめとする林業関連法令が適用される。

森林局は1989年に天然林の伐採が禁止されてから、タイの主要産業用樹種であるチークの丸太生産量を回復するためにチークの人工造林を推進しているが、人工林のチークは伐期に達していないものが多い。現在、人工林チークは、農民が数本の立木を伐採して出荷する形態が一般的であるため、産業用の国産材としては集荷がしやすいゴム材がより重用されるようになっている。

森林局によれば、一年間で伐採する約3万2,000haのゴムノキから、製材用原木が300万t、スラブ¹⁶用原木が240万t、チップ用原木が240万t、鋸屑が6,000t、伐根が100万t（ともに概数）生産されている。

タイではゴムノキは在来樹種であり、ラテックスを採取するための農産物という位置付けであること及び伐採したゴムノキは農業副産物であることから、森林局でもゴムノキの合法性確保に係る規制をこななかった。しかし、主に欧州からゴムノキの合法性確保に係る規制を要望する声が高まっているため、森林局で対応を検討しはじめています。

(8) 登録スタンプの打刻又は販売用シールの表示

生産した規制樹種の丸太については、森林局に印影を登録しているスタンプ（ロイヤリティースタンプ）の打刻¹⁷又は販売のための政府が発行したシールの表示により、登録、許可、料金その他の省令が定める要件への適合を証明しなければならない。スタンプの打刻がない又は販売のための政府のシール表示がない制限樹種の丸太を所有している者には、木材を合法的に取得した事実を証明できる場合を除き、森林法の罰則規定を適用する¹⁸。

なお、スタンプは伐根にも打刻し、再造林手続きを行う際に森林局担当官が伐根のスタンプを確認する。

¹² 森林法第54条。

¹³ <https://www.thainr.com/en/>

¹⁴ 森林局による説明。

¹⁶ スラブとは、一面又は二面を製材した板材をいい、テーブルトップやベンチの座面、内装材などに用いられる。

¹⁷ 森林法第35条及び森林法第69条。

¹⁸ 森林法第69条。

(9) 丸太の売買及び輸送

伐採した丸太の販売は、森林産業協会（FIO）による立木及び丸太のオークション又は農民による個別販売が主な方法である。

加工工場が丸太を集荷するときは、まとまった量を出展する森林産業協会のオークションを利用する他に、加工業者向けの丸太を集荷するコントラクターを利用する場合がある。

森林法第 39 条の規定は、丸太及び木材製品を移動するときは、省令が定める要件に基づき当局が発行する貨物の内容、輸送区間その他の事項を記載した輸送証明書の携行が義務づけている。ただし、森林局の説明によると、輸送証明書の携行は、所有権の移転を伴わない移動の際には不要である。

輸送証明書は、森林検問所を通過するときに担当職員に提示しなければならない。出荷者は、森林検問所に移動する貨物に係る情報を事前に通知し、森林検問所の職員が検問所を通過しようとしている貨物の内容を事前に通知された情報及び輸送証明書の記載事項と照合して確認する¹⁹。

なお、職員からの書面による許可がない限り、日没から日の出までの時間帯における森林検問所の通過は禁じられている²⁰。ただし、コンセッションが経路探索証明書等を所持している場合は、輸送証明書の携行及び特定時間帯における森林検問所の通過を禁止する規則の適用は除外される²¹。

木材の輸送証明については、製品の輸送証明書と併せて木材のトラッキングシステムを構築する試みがなされているので、次項の木材流通段階における法令等調査でまとめて報告する。

2. 木材の流通段階における法令等調査

(1) 木材及び木材製品の証明書の発行に関する森林局規則

2019 年の森林法の改正により、国外への取引及び輸入を行う木材、木材製品及び木炭については、国際競争力を確保するために「王国外での取引又は輸出のための木材及び木材製品の証明書」を発行することとなった²²。このため、2020 年 3 月に王室官報により、「「国外への取引及び輸出を行う木材、木材製品又は木炭の証明書の発行に関する森林局規則」²³が公布された。同規則の公布により、ゴムノキを除く丸太及び製材品並びに木炭の輸出には、この規則による証明書が必要になった。

なお、これ以上加工を要さない最終製品である木材製品の輸出及び次に掲げる物品の輸出には、この証明書及び輸出許可を要さない。

- 藤
- 竹
- 葦
- ヤシの木

¹⁹ 森林法第 40 条。

²⁰ 森林法第 41 条。

²¹ 森林法第 42 条。

²² 森林法第 18 の 2 条。

²³ 2020 年 3 月 31 日付け王室官報特別セクション第 74 号。この規則は、2020 年 4 月 1 日施行。

- 根
- 蔓
- 単板
- おが屑
- ペレットを含む木材チップ

参考のために、2020年3月の王室官報により公示された「国外への取引及び輸出を行う木材、木材製品又は木炭の証明書の発行に関する森林局規則」の内容（仮訳）を本章末尾に掲載する。

（2）木材の輸出入制限

日本貿易振興機構（JETRO）の「ビジネス短信」（2023年6月26日付）によれば、タイ商務省は2023年4月28日付で二件の通達を発表した（2023年5月18日付官報）。

その一つは、「原木、加工木材、木工製品を輸入禁止又は輸入証明書を要する商品に指定する件」である。この通達の主旨は次のようである。

- タイ西部のミャンマーと国境を接しているターク県、カンチャナブリ県及びメーホンソン県の税関を通じた原木輸入を禁止する。
- メーホンソン県の税関を通じた加工木材の輸入を禁止する。
- カンボジア及びラオスからのローズウッドの原木及び製品の輸入を禁止する。
- 上記以外のから原木、加工木材及び木工製品を輸入する場合は、輸出当局が発行した原産地証明書又は輸出許可証の提示を求める。
- この措置は2023年7月17日に発効する予定である。

二件目は「ローズウッドを禁止品目に指定：一部の原木、加工木材、木工品、根巻をした樹木の輸出許可対象品に指定」であり、次の措置と管理対象品を決定した。

- ローズウッドの原木、加工木材、木工製品の輸出禁止。
- ローズウッド以外の原木、加工木材、木工製品、根巻の樹木を輸出するときは、輸出許可書の及び森林法に基づく木工製品、木炭の輸出に係る証明書（（1）の項で報告した木材及び木材製品の証明書）の提出を求める。
- 輸出対象規制の対象からラバーウッドを除外する。

JETRO が報道した二件の通達について2024年1月にタイ国内で確認にしたところ、一件目の通達については発効を確認できなかったが、二件目の通達については発効と実施を確認した。

(3) トラッキングシステムの実証実験

森林局は、各種許可書、事業者の入出荷台帳などを使用したトラッキングシステムの実証実験を行っている。この実証実験にどの程度の業者が参加しているかについては公表されていないが、業界関係者は、加工工場及び流通業者の4分の1程度が参加しているのではないかと推測している。以下に、森林局が行っている実証実験の状況を報告する。

この実証実験は、既存の各種証明書及び木材の管理方法を活用しながら、伐採許可書に付された書類番号をIDとして、合法に伐採が行われた伐採地から、丸太の輸送、加工工場の原木の入出荷在庫管理、製品加工及び製品の入出荷在庫管理、製品の輸送、流通業者の製品入出荷在庫管理を経て、最終的には合法的な丸太生産、木材加工及び流通に係る情報を建築業、家具製造業その他の木材需要者に提供する制度を合理的に運用する方法を探ることを目的にしている。

このシステムにより、流通の川下に位置する関係者は、原木又は製品を販売した業者から受領した伝票書類の記載内容を販売者に照会すれば、購入した木材のトラッキングができるという仕組みである。

①伐採地の情報

この実証実験において、情報のスタート地点である伐採地では、森林産業協会その他の大規模伐採事業者にあつては行政機関、農民その他の個人伐採者にあつてはコミュニティーの代表者に次に掲げる文書を用意して、その内容が正確である証明書の発行を依頼する。

- 人工林所有証明書の写し
- 伐採量証明書
- 各本に番号付けをした丸太の明細書
- GPS データを含む伐採地の地図。

伐採地から丸太を輸送するときは、上記箇条書きの書類に

- 伐採が法令を遵守して的確に行われたとの行政機関又はコミュニティー代表による証明書、
 - 木材（丸太）移動証明書（木材移動のための木材登録書）
- を加えて、丸太を輸送する担当者に丸太の納品先への手交を依頼する。

②木材移動証明書

木材移動証明書は、丸太の所有権の移転をとまなう移動をするときに必要な書類であり、伐採業者から加工工場に販売目的で丸太を移動するときの他、加工業者間で売買した丸太を移動するときにも使用される。一方で、木材移動証明書は、同じ事業者が所有する二か所の保管場所を結ぶ移動のような丸太の所有権の移転が伴わない移動をするときには不要である。

この木材移動証明書の取扱い方法は、後述の製品の移動証明書についても同じである。工場から離れた倉庫に保管目的で製品を移動するようときは、製品の移動証明書を必要としない。

さらに、木材移動証明書は、丸太を積載したトラックが森林検問所を通過するために必要な書類である。原則として森林所有者は、森林検問所に丸太荷口の内容とトラックの通過時間を事前に連絡する。森林検問所では、移動証明書の記載内容と事前に受けた荷口の情報及びトラックに積載している荷口の適合を確認する。

図 4-1 の木材移動証明書（表面）には、次の情報が記載される。

A. 出荷に係る情報

- a. 伝票番号 (№) 及び伝票の冊番号 (Vol) 並びに出荷者事業所名又は氏名。

伐採者が提供したこれらの情報がトラッキングの ID となる。

- b. 発行日時及び出荷場所

- c. 許可認可の名称とその番号（伐採許可番号等）及び許可年月日

- d. 移動する丸太の樹種、本数及び材積 (m³)

B. 輸送に係る情報

- a. 移動先の名称及び所在地。

- b. 輸送手段。

C. 木材移動管理責任者名

D. 木材登録書の一覧表

輸送する丸太荷口に添付された輸送証明書の一覧表で、丸太の流通業者の便宜のために積載している丸太に係る移動許可発行及び木材登録書（木材移動許可書の裏面）の発行に係る情報が三件記載できるようになっている。

一覧表の許可発行欄に記載する伝票番号 (№) 及び伝票の冊番号 (Vol) は、A の a 項に掲げた番号である。

E. 証明書の期限についての注意書き

木材移動証明書の有効期間は、発行後 24 時間以内であるので期限となる年月日と時間が記載されている。

F. 自己宣言及び署名

法令を遵守して木材を移動する宣言を行い、出荷地の代表及び担当者並びに移動担当者が署名をする。

G. 割印

担当行政官が正規の証明書であること証するために、書類に割印を施す（図 4-1 の左側）。

图 4-1 木材 (丸太) 移動証明書 (表面)

3. (木材移動)
๓. (ตอนปลายใช้กำกับไม้แปรรูปที่นำเคลื่อนที่)
木材登録書
หนังสือกำกับไม้แปรรูป

1. ไม้ต้องแจ้งผ่านงานป่าไม้ที่ตั้งอยู่ในเขตท้องที่ โดยให้มี
ปฏิทินพระราชกฤษฎีกา ลงวันที่ 18 มกราคม 25๕๔
ซึ่งใช้โดยผู้ดูแลป่าไม้ใช้แปรรูปเคลื่อนที่ผ่านงานป่าไม้
ได้ทุกรายการโดยไม่เสียค่าธรรมเนียมค่าส่งไม้แปรรูป
2. หากนำไม้แปรรูปเคลื่อนที่ออกนอกเขตท้องที่จังหวัด
ในเขตจังหวัด ปทุมธานี พระนครศรีอยุธยา สมุทร
ปราการ สมุทรสาคร สมุทรสงคราม นครปฐม
และสมุทรสงคราม ต้องได้รับใบเบิกทางจากพนักงาน
เจ้าหน้าที่ของรัฐที่ รับผิดชอบไม้แปรรูปเคลื่อนที่อยู่ใน
พื้นที่ที่จะนำไม้แปรรูปออกนอกเขต 10 จังหวัดนี้เสียก่อน

(伝票№.) (Vol)
เล่มที่ **00364** ฉบับที่ **01** ชื่อในทางการพาณิชย์ (企業名) _____
วันที่ (日) (เวลา(時間) น.) เดือน _____ (月) พ.ศ. (年)
ข้าพเจ้า (氏 名) _____ ผู้รับอนุญาตตั้ง (許可の種類) _____
โดยใช้ (許可発行地) _____ ปริมาณกำลัง(出力) แรงม้า ณ ที่ (場所)
ตำบล (市) อำเภอ (区) จังหวัด (県)
ตามใบอนุญาตที่ทำการ (許可の名称) เล่มที่ (№) เลขที่ (Vol)
ลงวันที่ (日) เดือน _____ (月) พ.ศ. (年) ได้จำหน่ายไม้ (樹種)
จำนวน (数量) แผ่น ปริมาตร (材積 m³) ลูกบาศก์เมตร ตามรายการท้ายหนังสือ
กำกับไม้แปรรูปนี้ให้แก่ (移動先名) นำเคลื่อนที่จากโรงงานแปรรูปไม้หรือ
โรงค้ำไม้แปรรูปแห่งนี้ไปยังที่ (工場等所在地) ตำบล (区)
อำเภอ (市) จังหวัด (県) โดยทาง (輸送手段)
ผู้ควบคุมของ (管理担当者氏名) _____

ไม้แปรรูปจำนวนนี้ได้มาตามใบเบิกทางหรือหนังสือกำกับไม้แปรรูปดังต่อไปนี้
木材登録書一覧表

許可発行	(許可発行地)	เล่มที่ (伝票№)	เลขที่ (Vol)	ลงวันที่ (日)	เดือน (月)	พ.ศ. (年)
(๑) ใบเบิกทางที่ทำการ						
(๒) ใบเบิกทางที่ทำการ						
(๓) ใบเบิกทางที่ทำการ						
(๔) หนังสือกำกับไม้แปรรูปของ						
(๕) หนังสือกำกับไม้แปรรูปของ						
(๖) หนังสือกำกับไม้แปรรูปของ						

หนังสือกำกับไม้แปรรูปฉบับนี้ใช้กำกับไม้แปรรูประหว่างนำเคลื่อนที่ได้ไม่เกิน 24 ชั่วโมง นับ
ตั้งแต่วันที่และเวลาที่ออกหนังสือกำกับไม้แปรรูปนี้ จนถึงวันที่(日)(เวลา(時間) น.) เดือน(月) พ.ศ. (年)
ข้าพเจ้าขอรับรองว่าไม้แปรรูปรายนี้ เป็นไม้ที่ได้มาโดยชอบด้วยพระราชบัญญัติป่าไม้ ทั้งได้
ลงบัญชีไม้แปรรูปที่รับและบัญชีไม้แปรรูปที่จำหน่ายหรือนำเคลื่อนที่เป็นการถูกต้องตามบัญชีจำหน่ายหรือ
นำเคลื่อนที่ หน้า (登録した木材の名称) เลขลำดับที่ (番号)
และได้ลงลายมือชื่อกำกับลงในบัญชีจำหน่าย หรือนำเคลื่อนที่ไว้เป็นหลักฐานแล้ว

移動は 24 時間以内に行うこととし、〇年〇月〇日〇時まで有効。
私は、番号〇〇の〇〇〇(登録した木材の名称)を法令に基づき移動することを証明します。

(署名) 代表者
(ลายมือชื่อ).....ผู้โอนหรือผู้รับมอบอำนาจ

(署名) 担当者
(ลายมือชื่อ).....ผู้รับโอนหรือผู้แทน

(署名) 輸送担当者
(ลายมือชื่อ).....ผู้ควบคุมหรือนำไม้เคลื่อนที่

図 4-2 は木材移動登録書であり、両面刷りされた図 4-1 の木材移動証明書の裏面である。この書類によって、丸太の登録を行う。記入内容は、次のとおりである。

- A. 書類番号（表面の番号に同じ）
- B. 記入年月日。
- C. 登録する木材の情報。
 - a. 木材の個別番号。
 - b. 木材の書類名。
 - c. 数量。
 - d. 寸法。
 - e. 材積。
 - f. 伐採時に付された刻印又はシールの番号。

③加工工場における原木と製品の管理

加工工場では、入荷した原木と輸送担当者が携えてきた輸送証明書をはじめとする書類の整合性を検査し、原木の入出荷在庫台帳に入荷した原木と受領した書類のデータを記録する。

加工工場が加工を施したときは、備えてある加工記録簿に使用した原木と生産した製品の情報を記録し、さらに製品の入出荷在庫台帳に製品の「入荷」を記録する。加工記録簿及び入出荷在庫台帳への記録は、原木に付されていた伐採に係る ID 番号も記録されている。なお、加工工場で、生産した製材品からフィンガージョイント材やパーケットのような二次加工品を行うときは、原木から製材品を生産したときに使用する加工記録簿の他に、もう一冊、加工記録簿を準備してデータを記録しなければならない。

加工工場の加工記録簿並びに原木及び製品の入出荷在庫台帳は、森林局が通常であれば年一回行う加工工場への監査における監査対象である。森林局の監査担当職員は、書類審査として加工記録簿及び入出荷在庫台帳と輸送証明書その他の入出荷に係る関係書の整合性ととともに、在庫状況を抽出調査により確認し、適正な加工と入出荷在庫管理が行われている監査結果が得られたときは、加工台帳及び入出荷在庫台帳に署名を施す。一方で、悪質な違反が認められた場合は、加工工場の操業許可を取り消す。

④製品の移動

加工業者及び製品販売業者が製材品などの中間財を建築業者などの需要者以外に販売するときは、製品の移動証明書が必要である。加工業者及び製品販売業者が製品を需要者に販売するときは、需要者が購入した製品のトラッキングができるように販売明細書に販売する製品の ID を記載する。

図 4-3 に示す製品の木材移動証明書は、「法律で規制（禁止）している木材製品」というタイトルが付いているのでわかりづらいが、行政文書内では図 4-1 の木材移動証明書の一行目に記載している「(3) 木材移動」の項目で掲げる一つの様式になっているものと推測する。

製品の移動証明書も基本的記載内容は、木材移動証明と同じであるが、異なる点は出荷者が販売許可又は保管許可を所持しているかを記載（チェックする）す

る欄があること（図 4-3 右上の吹き出し部分）、輸送担当者氏名及び輸送会社並びに輸送する車両の車両番号を記載する欄があることである。さらに、書類末尾には製品出荷者が書類の記載内容が適正であると宣言して署名し、検査担当官が証明書の記載内容が適正であると認め署名をする欄はあるが、製品の移動証明書には木材移動証明書のような有効期間が「発行から 24 時間以内」という制限がないため、証明書の有効期限を記載する欄が存在しないことである。

製品の移動証明書の記載事項については、書類の左上に書類番号 (№) 及び伝票の冊番号 (Vol)、書類タイトルの右下に製品の移動証明書の発行地を記載する。その下に証明発行年月日を記載した後に、「私.... (氏名) ○年○月○日書類番号○番で法律で制限されている木材から加工された.... (製品名)... を... (数量)... 記載している所在地で○○許可により取扱う」という文を構成するように空白欄に記載するようになっている。トラッキングに用いる伐採に係る ID の情報は、この欄の「○年○月○日書類番号○番で」の部分である。

图 4-3 製品の移動証明書

ฉบับที่ 01 No. หนังสือกำกับ 法律で規制している
 เล่มที่ 0020 Vol 木材製品

สิ่งประดิษฐ์ เครื่องใช้หรือสิ่งอื่นใดบรรดาที่ทำด้วยไม้หวงห้าม

ชื่อสถานที่ได้รับอนุญาต (許可発行地) _____

วันที่ (日) (เวลา) (時間) เดือน (月) พ.ศ. (年)

ข้าพเจ้า (氏名) _____

ครอบครัวหรือการดำเนินงานสิ่งประดิษฐ์ เครื่องใช้ หรือสิ่งอื่นใดบรรดาที่ทำด้วยไม้หวงห้าม ณ ที่ (取扱場所) _____

เลขที่ (地番) หมู่ที่ (丁番) ตรอก/ซอย (路地名) ถนน (通り名) ตำบล/แขวง (区)

อำเภอ/เขต (市) จังหวัด (県) ตามใบอนุญาต (許可書) เลขที่ (書類番号) เล่มที่ (Vol)

ลงวันที่ (日) เดือน (月) พ.ศ. (年) ได้จำหน่ายจ่ายโอนสิ่งประดิษฐ์

เครื่องใช้ หรือสิ่งอื่นใดบรรดาที่ทำด้วยไม้หวงห้าม ชนิด (製品名) จำนวน (数量)

ตามรายการท้ายหนังสือกำกับนี้ ซึ่งได้มาโดย _____

加工工場 ผลิตจากโรงงานแปรรูปไม้เพื่อประดิษฐ์กรรมของข้าพเจ้า ตามใบอนุญาต (工場許可番号) ฉบับที่ (No.)
 許可番号 (枝番号) ลงวันที่ (日) เดือน (月) พ.ศ. (年)

เล่มที่ _____

売買許可 หนังสือกำกับสิ่งประดิษฐ์ฯ ของ (売買許可番号) ฉบับที่ (No.) เล่มที่ (Vol)

เล่มที่ _____ เดือน _____ พ.ศ. _____

หนังสือกำกับสิ่งประดิษฐ์ฯ ของ (上述2行に同じ (繰返し)) ฉบับที่ _____ เล่มที่ _____

หนังสือกำกับสิ่งประดิษฐ์ฯ ของ _____ ฉบับที่ _____ เล่มที่ _____

(日) (月) (年) พ.ศ. (年) _____

販売/自社使用 (輸送担当者氏名・輸送会社名) _____

นำเคลื่อนที่ไปเพื่อ คำ ใช้สอยส่วนตัว

เลขที่ (地番) หมู่ที่ (丁番) ตรอก/ซอย (路地名) ถนน (通り名) ตำบล/แขวง (区)

อำเภอ/เขต (市) จังหวัด (県) โดยพาหนะ (輸送手段) หมายเลขทะเบียน (輸送車両番号)

ในความควบคุมของ (製品名) _____

ข้าพเจ้าขอรับรองว่า สิ่งประดิษฐ์ เครื่องใช้ หรือสิ่งอื่นใดบรรดาที่ทำด้วยไม้หวงห้ามตามรายการท้ายหนังสือ

กำกับนี้ ได้มาโดยชอบตามพระราชบัญญัติป่าไม้ และได้ลงบัญชีจำหน่าย เล่มที่ (冊数) หน้า (Vol)

ลำดับที่ (No.) _____ แล้ว

หนังสือกำกับฯ ฉบับนี้ให้ใช้กำกับสิ่งประดิษฐ์ฯ ระหว่างนำเคลื่อนที่ได้ไม่เกิน 2 วัน นับแต่วันและเวลาที่ออก

หนังสือกำกับฯ (ลงชื่อ) (申請者の署名) ผู้รับอนุญาต

私は〇〇 (製品名) について、書類 (No)、(Vol)、(冊数) の記載が正確であることを証明 (宣言) する。

行政事務所記入欄

私 (職名) (氏名) は、〇年〇月〇日〇時に製品を確認したことを証明する。

สำหรับพนักงานเจ้าหน้าที่

ที่ _____ / _____

วันที่ (日) เดือน (月) พ.ศ. (年)

ที่ทำการ (行政事務所) _____

ข้าพเจ้า (氏名) _____ ตำแหน่ง (職名) _____ ได้ตรวจสอบ

สิ่งประดิษฐ์ เครื่องใช้หรือสิ่งอื่นใดบรรดาที่ทำด้วยไม้หวงห้าม ตามรายการท้ายหนังสือกำกับฯ ฉบับนี้แล้ว รับรองว่า

ถูกต้อง และเป็นสิ่งประดิษฐ์ฯ ที่ได้มาโดยชอบตามพระราชบัญญัติป่าไม้ ซึ่งผู้รับใบอนุญาตได้นำลงบัญชีแสดงรายการ

จำหน่ายแล้ว จึงให้ใช้หนังสือกำกับฯ ฉบับนี้ เป็นหลักฐานระหว่างนำเคลื่อนที่ไปยังจุดหมายปลายทาง ตามที่ระบุไว้ใน

หนังสือกำกับฯ ฉบับนี้ได้ จนถึงวันที่ (日) (เวลา) (時間) เดือน (月) พ.ศ. (年)

私、(職名) (氏名) は、〇年〇月〇日〇時に木材製品を確認したことを証する。

(ลงชื่อ) (検査担当官署名) พนักงานเจ้าหน้าที่

()

左：販売許可
 右：保管許可
 所持している許可を
 チェック。

私(氏名)は、〇年〇月〇日書類番号〇番の法律で制限されている木材から加工された(製品)と(数量)を記載している所在地で〇〇許可により取扱う。



さらに、書類中央部には、加工工場の操業許可及び販売許可に係る事項を記載する欄があり、その下には、輸送と移動先に係る情報を記載するようになっている。

製品の移動証明書の裏面（図 4-4）は、木材の輸送証明書と同じように移動する木材の登録を行うための木材製品登録書がある。

この記載方法は、木材移動登録書（図 4-2）と同じである。

⑤トラッキングシステムによる合法性証明の利用

現在、実証実験に参加している事業者は、トラッキングが可能な販売明細を木材需要者に提供している。しかし、実証実験ではトラッキングの精度等を計測している最中と思われる。

さらに、タイでは木材合法性制証明システムを EU とともに構築中で、トラッキングに使用するデータベースシステムが稼働していない。現在の実証実験中のトラッキングシステムの実施体制が整い、制度化され、一般の需要者がトラッキングシステムの情報を利用できるまでには、しばらく時間がかかりそうである。

3. 木材生産・流通状況

(1) 木材加工産業

森林局がウェブサイトで公表しているデータによれば、2021年度に森林局は、合計1万3,411件の加工事業設置許可を発行している。

この許可は、毎年更新されるもので、表の許可件数には許可を更新した既存の加工事業施設の件数が含まれている。表中には、新規に木材加工所を開設するための許可件数が2,825件含まれているので、更新のための許可発行件数は1万559件である。

表 4-4 加工事業設置許可発行件数（2021年度）

機械による木材加工工場の設置許可				手作業で木材を加工する工場を設立するための許可	
(A) 販売用木材加工許可	(B) (A)の設備を改善した加工業者への許可	(C) ゴム及び特定13樹種の加工許可	仏具商品加工許可	木材の加工及び販売	仏具商品加工許可
173	105	1,028	3,848	18	589
貿易用木材加工許可	商業目的以外の木材加工のライセンス	木材加工所開設許可	木材保管許可	商取引又は所有の制限がある木材で生産した食器その他の木材製品の加工許可	計
187	17	2,825	0	4,621	13,411

資料：森林局

表 4-4 によれば、機械による木材加工工場の設置許可件数は5,154件であり、この内、仏具商品加工許可件数を除いた件数は1,670件である。

森林局が発表している2019年の加工工場件数は6,211件であり、その内訳は次のとおりである²⁵。

【2019年の加工工場数】

- 機械を使用する加工工場 1,093件
- 工作機械を使用する加工工場 3,073件
- 手作業で木材を加工する工場 1,193件
- 木工品を手作業で加工する工場 703件
- 商業用木材加工 76件
- その他 73件

なお、統計上は2021年においても「手作業で木材を加工する工場」に事業許可を与えているように集計しているが、2019年の森林法改正により事業許可を取得しなければならぬ加工事業の範囲が縮小し、手作業で木材を加工する工場は設置許可の対象

²⁵ <https://forestinfo.forest.go.th/>

からはずされている²⁶。

次に掲げる木材加工については、加工事業設置許可が不要である²⁷。

- i 丸太の造材（枝払いや玉切り）。
- ii 手作業で木材を加工する工場
- iii 商取引以外の目的による丸太又は木片の加工。
- iv 合法的入手が証明できる加工木材の所為。
- v 保有していない木材の加工。
- vi 営利目的ではない証拠を備えている未加工の制限樹種の人力による加工。

（２）加工工場で使用が許可されている木材

森林法では、加工工場が使用できる木材を次のように定めている。

- i 使用料や森林維持費が支払われている木材、伐採が許可されている木材又は森林局の許可書があり許可印が押されている木材。
- ii ロイヤリティーの支払いは完了していないが、伐採が許可され、役人がスタンプを押した木材。
- iii 政府から購入した木材で、役人がすでに政府の印を押して販売しているもの。
- iv 木材加工許可所持者の加工木材で、木材加工許可所持者の加工木材により添付された文書がある又は職員の ID が証拠として記録されているもの。
- v 輸送許可書が添付されている輸入材。

森林局は、適正な原料の使用と製品の管理のために、製材工場、二次加工工場その他の木材加工工場に、原料の入出荷在庫日報及び生産した製品の加工生産実績日報の作成と管理を義務付けている。

森林局は、加工工場及び流通業者を年一回監査している。監査では、抽出検査により木材を管理する各種日報と原料及び加工した製品の適合を確認する。監査の結果、悪質な不適合が明らかになったときは、加工工場の加工事業設置許可を取消している。

なお、タイ国内における木材製品の需要は、内装材、家具材、雑貨品などである。内装材は下地用の製材品、床や壁の下地又は化粧に使用する木質パネルが主要製品である。家具については、高級品のソファのフレーム、テーブル、箆筒などにチークが用いられている他、輸出用を含む屋内用及び屋外用の家具にゴム材が用いられている。

タイでは一般的に木造住宅は建築されていない。

（３）木材製品流通業者

森林局の 2019 年のデータによれば、流通業者数は 3,053 件である²⁸。森林局は、これらの流通業者にも入出荷在庫台帳の作成を義務づけ、年一回の監査を実施している。流通業者の他に、森林局のデータには工芸品を取扱う店舗が 4,885 件記録されている³⁰。

²⁶ 森林法第 49 条・第 49 条の 2。

²⁷ 森林法第 50 条。

²⁸ <https://forestinfo.forest.go.th/>

³⁰ <https://forestinfo.forest.go.th/>

(4) 輸出入

2021年の木材輸出入量を表4-5に示した。輸出入ともに単板の量が多いのが特徴的である。さらに合板の輸入量も多くなっている。

チップ・木質繊維、製材品、切削板、繊維板、木質パルプ以外のパルプについては、輸入量に対して輸出量が大幅に多くなっている。

2021年の国別丸太・製材品輸入量を表4-6に示した。同年の輸入量は丸太が22万 m^3 、製材品は50万4,000 m^3 である。丸太は米国からの輸入量が20万1,187 m^3 と多く、丸太輸入量合計の91%を占めている。製材品については、米国(15万1,445 m^3)、日本(14万2,175 m^3)及びマレーシア(13万8,152 m^3)からの輸入量が多く、これら3か国からの輸入量は、全輸入量の86%を占めている。

2021年の国別丸太・製材品輸出量を表4-7に示した。年度においては、丸太を8か国に対して、製材品を13か国に対して輸出している。丸太、製材品ともに主要輸出相手国は中国であり、丸太の95%(6万56 m^3)、製材品の96%(234万5,645 m^3)を中国に向けて輸出している。

表4-5 林産物輸出入量(2021年)

区分	単位	輸入	輸出
薪	Kg	130,159	403
チップ・木質繊維	t	72,073	2,688,240
炭	t	61,420	22,397
丸太	m^3	220,050	63,373
製材品	m^3	504,278	2,445,616
単板	m^3	10,078,087	185,581,037
切削板	t	11,196	2,055,493
繊維板	t	18,056	2,671,588
合板	m^3	1,478,658	310,930
床板	t	498	173
木製家具	千個	5,400	22,872
その他木材製品	t	54,652	66,256
木質パルプ	t	577,137	169,628
その他パルプ	t	65,696	1,192,525

資料:関税局

表 4-6 相手国別丸太・製材品輸入量（2021 年）

		(m ³)	
		丸太	製材品
計		220,187	504,141
1	米国	201,134	151,445
2	オーストラリア	9,342	142,275
3	ニュージーランド	5,128	138,162
4	リトアニア	844	17,468
5	ドイツ	526	7,479
6	カメルーン	457	6,626
7	ベルギー	456	5,369
8	中国	423	5,264
9	チェコ	394	3,191
10	チェコ	394	2,886
その他		1,089	23,976

資料：関税局

表 4-7 相手国別丸太・製材品輸出量（2021 年）

		(m ³)	
		丸太	製材品
計		63,493	2,445,496
1	中国	60,056	2,345,645
2	日本	1,516	52,305
3	イスラエル	767	32,506
4	アラブ	410	4,963
5	インド	292	3,069
6	ラオス	194	2,536
7	ベトナム	162	1,487
8	モルディブ	96	1,112
			1,071
			402
			293
			72
			35

資料：関税局

(5) 森林認証

タイでは、森林認証は普及していない。リースで小規模な公有地を確保して生産した早生樹種の人工林材とゴムプランテーションからの木材が商業用木材の大半を占めているという丸太の生産構造が、森林認証が普及しない要因であると考えられる。

森林認証面積は、FSC で 17 万 3,519ha、PEFC では 3,068ha にとどまっている。さらに CoC 認証については、FSC が 319 件、PEFC は 40 件である。

タイでは、タイ森林認証協議会 (Thailand Forest Certification Council (TFCC)) が 2016 年に PEFC との相互承認を締結している。」

表 4-8 タイの森林認証面積、CoC 認証件数

	森林認証面積	CoC 認証件数
	(ha)	(件)
FSC	173,519	319
PEFC	3,068	40

資料：FSC (<https://connect.fsc.org/impact/facts-figures>)
PEFC, "PEFC Global Statistics Data: December 2023"

(6) 違法伐採に関する関連情報

森林局は、ウェブサイトで森林関係法令違反事件の件数を公表している。これによれば、2021 年度 (2020 年 10 月から 2021 年 9 月まで) の期間に発生した違反事件は、森林への侵入に係る事件が 1,893 件、伐採に係る事件が 1,326 件、植物を含む野生生物に係る事件が 1 件となっている。

ウェブサイト上で公開されている最も古い 2013 年からのデータの推移を表 9 に示した。これによれば、伐採に係る事件数は 2015 年の 4,248 件をピークに減少傾向にあるが、2018 年までは約 3,000 件を上回る高い水準で事件が発生していた。ここ数年間、伐採に係る事件件数が減少したのは、密輸の目的で伐採してきたローズウツドの枯渇と訓練を受けた準軍事組織による取り締まりの強化にあるといわれている³¹。

さらに侵入に係る事件数は同じく 2015 年の 3,607 件をピークとして減少しているものの、2017 年以降も 2,000 件前後の件数で増減を繰り返している。

タイの天然林における違法伐採は、いまだ軽視できない問題として存続している。2021 年に森林局は、18 か所の国立公園で 171 件のシャムローズウツド (*Dalbergia cochinchinensis*) に代表されるローズウツドの違法伐採を報告している³²。

侵入に係る事件の多さは、タイの複雑な土地利用権をめぐる問題を背景に生じているといわれている。文献によれば、何世代にもわたって居住していた土地から立ち退きを

表 4-9 森林関連法違反件数

年度	(件)		
	侵入	伐採	野生生物
2013	2,801	4,029	57
2014	3,189	7,315	—
2015	3,607	4,248	103
2016	3,139	3,508	84
2017	2,279	3,014	—
2018	1,829	2,966	6
2019	1,726	1,749	23
2020	2,199	1,423	3
2021	1,893	1,326	1

資料：森林局

³¹ Forest Trend, "Timber Legality Risk Dash Board: Thailand", USDA, October, 2021, p 15

³² 『前掲書』

求められた先住民が、法律で立入りが禁じられているかつての居住地周辺の森林から離れられずに土地を占有した結果、逮捕され有罪判決が下った事例が報告されている³³。

さらに、表 4-9 の内数には含まれていないが、公有地をリースして土地を確保してから実施されるゴムノキやユーカリなどのプランテーションについても、土地の利用権が確定する前に土地を占有して植林を行っている事例があるとの報告がある³⁴。

(7) その他

タイでは、木材の生産、輸送及び輸出に係る許認可制度により多くの許可書及び証明書が発行されている。

Preferred by Nature は、合法性確認時の許可書及び証明書の確認作業をめぐる困難な状況を軽減するために、EU の支援を受けて『タイの文書ガイド木材版 (Thailand Document Guide, Timber)』(2022 年版) と題した林業・木材関係の許可書及び証明書のサンプル集をウェブサイト (<https://preferredbynature.org/>) で公表している。この出版物は、合法性を確認するための参考資料として有用であると考えられるので報告する。

収録されている書類は次のとおりであり各書類の解説と文書のサンプル画像を掲載している。

『タイの文書ガイド木材版』に掲載されている許可書及び証明書のサンプル

- i 土地保有権証書 - (Nor Sor 4 Chor)
- ii 人工林証明書 (Sor Por 3)
- iii 人工林許可書 (Por Sor 31) 及び (Por Sor 32)
- iv 森林法第 18/1 条および第 18/1 条に基づく木材生産地証明
- v 利用権許可 (STK 1 Kor; STK 2)
- vi 使用証明書 (NS-3)
- vii 伐採・伐採届出証明書 (Sor Por 13)
- viii 制限種の収穫許可
- ix 人工林材梱包リスト (Sor Por 15)
- x 印鑑登録 (Sor P8)
- xi 印鑑証明書 (Sor P9)
- xii 移動許可書
- xiii 製材証明書
- xiv プランテーション年次管理報告書 (Por Sor 32)
- xv チェーンソー運転者免許 (Lor Sor 3)
- xvi チェーンソー一時移転許可 (Lor Sor 13)
- xvii 社会保障登録証明書 (雇用主用)
- xviii 労働許可証 (外国人労働者用)
- xix 輸出許可書
- xx CITES 種の輸出入及び再輸出の許可

³³ 『前掲書』。

³⁴ 『前掲書』。

仏暦 2563 年（西暦 2020 年）

【仮訳】

森林局規則

西暦2020王国外での取引又は輸出のための

木材、木材製品又は木炭の証明書の発行に関する王立森林局の規制
(王国外での取引又は輸出のための木材及び木材製品の証明書の発行)

現在の森林の状況に合わせて木材、木材製品及び木炭の輸出対策の改善が必要のため、西暦2019年森林法（第8号）により改正された仏歴2484年（西暦1941年）の森林法第18/2条に基づき、王国外での貿易又は輸出用の木材製品及び木炭には、貿易で競争する能力の強化をするために証拠を提出しなければならない。木材の証明書を取得したい者は、貿易用の木炭又は木材製品を王国外に輸出するために、伐採プロセスの証拠を提示し、合法的に入手した木材を取引する必要がある。森林局長は、合法的に入手した木材の木材生産と貿易のプロセスを遵守するために天然資源環境大臣の承認を得て、政府許認可を円滑化する規則を次のように定める。

第1条 この規則は、「西暦2020年王国外での貿易又は輸出のための木材、木材製品、木炭の証明書の発行に関する王立森林局の規制」と題する。

第2条 この規則は、王室官報に掲載された日の翌日から施行する（2020年4月1日施行）。

第3条 王国外への輸出のための木材、木材製品、木炭の証明書の発行に関する森林局の規則（西暦2009年）を廃止し、この規則で規定に係る全ての規則、規制、通知及び命令又はこの規則に反する若しくは矛盾する規定については、本規則を優先して適用する。

第4条 この規則における「証明書」とは、王国外での貿易又は輸出のための木材、木材製品及び木炭の証明書、「木」とは木を、「木材」とは、加工していない丸太を玉切した木材を、「製材品」とは加工された木材を、「樹木」とは、別の場所に移植できるように根ごと掘り起こした生きた多年生植物をいう。

「木材製品」とは、発成品、器具その他の木材で作られたもの又は完成品若しくは半製品として合法的に入手したコンポーネントとして木材を含むものをいう。

「木炭」とは、木を燃やして得た炭、木炭粉及び木を圧搾した炭をいう。

第5条 森林局長は、この規則を遵守する責任を負い、権限を有し、この規制の遵守に関する問題を解釈し、決定する権限を有する。

第1章 木材、木製品、木炭の認証

第6条 主務担当官は、木材、木製品及び木炭を次のように認証する。

(1) 丸太及び加工木材は、次の種類の木材でなければならない。

(a) 土地法により、所有権又は占有権のある土地に生育する樹木。

(b) 大臣が発表内閣の承認を得て決定される権利文書の種類に応じて特典を受ける植栽が許可された土地に生育する樹木。

(c) 合法的な入手を示す証拠がある木材。

- (d) 海外から輸入する木材には輸入証明書が必要であり、法律に基づく伐採又は林産物の移動には、森林及び原産地を特定する原産地証明書 (C/O) 又は輸出許可の証拠、製造国若しくは輸出国からの証明書その他の証明された証拠木材の入手状況を示す所轄官庁が発行した証拠。
- (2) 国産材は、第6条第1項の (a)、(b) 又は (c) のいずれかの木材でなければならない。
- (3) 木材製品は、合法的な入手を示す証拠のある製品でなければならない。
- (4) 木炭は、次のものでなければならない。
- (a) 第6条第1項の規定の (a) 又は (b) に基づく木材を原料にして得られた木炭。
- (b) 合法的な入手を示す証拠を付した木炭。
- (c) 外国から輸入される木炭は、原産国又は輸出国が発行した原産地証明書 (C/O) 又は輸出許可書に基づく木材若しくは林産物の輸送証明書又は輸出証明書が必要である。

第7条 証明書を申請する者は、申請書 (様式6による) とともに次の補足資料の提出を検討しなければならない。

7.1 本人に関する証拠書類

(1) 個人

- (a) 身分証明書又は身分確認ができる政府関係者のIDカード。
- (b) 申請者の代理人に権限を付与する場合は、委任状、権限付与者の身分証明書の写し若しくは政府の公的身分証明書の写し、身分証明書権限がある弁護士又は政府職員のIDカードの写し及び国民身分証明書の写しを添付する。

(2) 政府機関又は国営企業以外の法人

- (a) 法人登録の証拠又は登録証明書
- (b) 当該法人の登録された覚書及び定款。
- (c) 代理権を付与する場合は、委任状及び権限付与者の身分証明書若しくは政府の公的身分証明書の写し又は認証された証明書の写し及び身分証明書又は代理権を執行する弁護士の身分証明書を添付。

7.2 木材、木製品、木炭の合法的入手を示す証拠書類

法律	(1) 王国の丸太、加工木材、粋木材 (a) 森林法第18の1条に基づく木材証明書。 西暦2019年森林法 (第8号) により改正した西暦1941年森林法第18の1条に基づく認証を要求できる製品の種類により対応する。
森林局長による指定	(b) 木材又は林産物の移動の要求。 (c) 森林植林法に基づく合法的取得の証拠を文書化する。 (d) 木材管理簿。 (e) 規定遵守の真正性を表明する自己宣言書。
丸太の場合	(f) (a) 又は (b) による証拠がない丸太、加工木材及びこん包材

	の場合、(c)、(d)又は(e)の木材の写真を添付し、簡単な地図と所有権若しくは権利を示す文書の写し又は土地法に基づく占有又は許可書の写し。土地利用の許可を得た者は、大臣が発行した権利文書の種類に基づいて土地を使用しなければならない。状況に応じて、樹木を生育又は植栽する場所は、内閣の承認により決定する。
	(2)王国に輸入される木材 (a) 木材又は林産物の輸送許可書又は加工木材に付随する文書、及び (b) 原産地証明書(C/O)又は輸出許可の証拠。
輸入相手国から	(3)建物や器具の状態にあった木材。 (a) 制限された木材又は制限された木材と同じ名前又は種類の木材で、建築された状態にあるか国外に移動する用具として使用されている状態にある、 又は (b) 合法的な取得の証拠(森林法第39条に基づく適用(西暦1941年森林法(西暦2019年第8号改正)) ³⁵)
	(4) 木材製品 (a) 加工品、器具その他の木製品に関する図書 (b) 合法的取得の証拠
保護種	(5) 木炭 (a) 木材又は林産物の移動採取又は (b) 森林法(西暦1941年)の第18の1条(西暦2019年森林法(第8号)により改正)に基づく、薪炭材取得を示す証明書。 (c) 王立森林局長が指定する薪炭材の取得を示す自己申告書。

7.3 その他の関連文書及び証拠

- (1) 木材、木製品、木炭に関する写真。
- (2) 商品注文書のコピー。

【申請】

第8条 申請書の提出場所

- (1) バンコク地域の場合は、森林局に提出する。
- (2) その他の地域の場合は、地元の森林資源管理局又は地元の森林センター若しくは森林保護開発部門に提出する。

森林局長は、申請書が第1項の規定に指定した以外の場所又は他の方法での提出を公表できる。

第9条 担当官は、第7条に基づく申請を受けたときは、申請書及び申請書とともに提出された書類又は証拠のリストを確認し、その内容が正確、かつ、完全であることを確認し、申請書に誤りがなく書類又は証拠に不備がない場合は、申請書の受領書を様式7により申請者に発行する。役員は、証拠として様式7による受領書

³⁵ 木材輸送証明書(訳者注)。

を申請者に交付する。

申請に誤りがある場合、書類や証拠が不足した場合は、直ちに申請者に通知する。その時点で修正又は追加できる場合は、申請者に修正又は追加の書類又は証拠の提出を通知する。その時点で修正又は追加が不可能な場合は、申請者に通知し、欠陥の記録と提出する追加文書又は証拠のリストを提供する。この請求を受領した日から15日以内に瑕疵記録と書類リスト又は様式7で提出する追加の証拠は、申請者が提出する。申請者が追加の書類や証拠を修正又は提出しなかった場合、申請書を処分し、理由を書面で通知して申請者に返送したものとみなす。ただし、そのような申請書の返送があった場合でも、申請者が新しい申請書を提出する資格は失われない。

第2章 検査及び報告

第10条 第8条の規定に定める提出機関は、森林局長又は地元の森林資源管理局長に報告しなければならない。職員は、第8条の規定に基づく申請を受けた日から10営業日以内又は申請者が書類若しくは追加証拠を訂正して提出した日から10日以内に、第8条の規定による審査の結果を機関の長に報告しなければならない。第9条の規定により、第8条の規定による機関の長は、報告を受けた日から2営業日以内に、森林局長又は森林局長が指名した者の意見を付して、その結果を報告しなければならない。

第8条の規定に掲げる森林センター又は森林保護開発部門は、第1項の規定に基づき、検査の結果及び森林資源管理局長の意見とともに森林局長又は森林局長が任命した者に報告を行う。

第11条 伐採木の信頼性を確認するために、職員は次の手順を実行しなければならない。

- (1) 個別スタンプ (Tシール) として、始まりから順にその年の年番号、番号、各樹木の番号を表示する。中心部の周長が100cm未満のサイズの木材については、全ての丸太の片側の断面に個別スタンプ (Tシール) を表示する。
- (2) 伐採した全ての丸太のリストを作成し、各丸太に樹種、材長、円周、数量、材積、重量、個別スタンプ (Tシール)、西暦の略年番号並びに最初の注文番号及び通し番号の詳細を記載する。
- (3) 次の詳細事項を記載した検査結果報告書を作成する。
 - (a) 検査年月日
 - (b) 証明書を申請する人の氏名、姓、身分証明書番号及び住所
 - (c) 土地証拠の詳細 (土地の位置、土地区画座標)
 - (d) 政府が使用するために国が留保している森林地域又は土地との重複の有無。
 - (e) 伐採された全ての丸太のリスト (種類、材長、円周寸法データを含む)、数量、材積、重量、個別スタンプ (Tシール：西暦の略号、最初の注文番号及び通し番号、伐採した立木の座標)。
 - (f) 輸出する丸太のリスト (木材の学名、材長、周囲長、数量、材積、重量を明記)、個別スタンプ (Tシール；樹木、玉の連番、西暦の略号を表示)。
 - (g) 木の切株の断面の写真。玉切した全ての木材の両側の木口の写真。林業局長が指定した項目に加えて、木材の検査、測定又はスタンピングの方法を指定し発表する場合がある

第12条 第7.2項（1）（a）、（b）、（c）、（d）及び（e）、第7.2項（2）、第7.2（3）（a）及び（b）、第7.2（4）（a）及び（b）並びに第7.2項（5）（a）、（b）及び（c）のタイプ、サイズ及び数量と証拠との適合を確認する。

第13条 木材が生育する区域外の丸太の検査において、第7.2項（1）（e）及び（f）に基づく証拠がある場合は、土地にある切株を確認して、申請書で要求する木との適合を確認する追加の検査を実施し、正しい場合は、職員が第11条（1）に基づいてスタンプを押す。

第14条 第11条、第12条及び第13条の規定に基づく木材、木製品及び木炭の検査結果報告書は、森林局長が指定する情報を記載して作成する。

第15条 電子データの形式で本規則に基づく業務を行う場合は、電子取引法に基づき本規則で使用し、訴訟を起こすのと同様の法的効果があるとみなされる。この手続きは書面により行う。

第3章 証明書発行

第16条 森林局長又は森林資源管理局長により証明書を発行する権限を与えられた者は、第10条の規定に基づいて報告書の受領日から3営業日以内に証明書の発行を検討し、その結果を申請者に通知する。

証明書の有効期間は証明書の発行日から30日以内とし、証明書は様式8に従う。

この規則により森林局長又は森林資源管理局長が指名された者は、指名を受けた日から30日以内に大臣に対して任命に対する不服を申し立てる権利がある。

第17条 証明書の発行に要する費用の率は、本規約の末尾の料金勘定によるものとする。

第18条 申請書及び証明書の用紙は、本規則の末尾の様式によるものとする。

第1項の規定による様式の変更又は追加は、森林局長が官報の告示により公告する。

第19条 王国外での取引又は輸出するための木材、木材製品、木炭の証明書は、この規則に従って、この規則が発効する前に制定した西暦2009年林業局規則の輸出用木材・木製品・木炭の証明書を王国外での貿易又は輸出のための木材、木材製品、木炭の証明書として引き続き使用する。

2020年2月3日、アタフォン チャロエンチャンサ森林局長発表
(様式6)

王国外での取引又は輸出のための木材、木材製品、木炭の証明書申請書

申請先
日.....月.....仏年.....

私
年.....年 国籍.....国民ID番号 - - - -
自宅/本社
番号.....村.....通り名.....
道.....市.....
区.....
地区州.....郵便番号.....
電話.....FAX.....Eメール.....

森林局に申請書を提出するには、次を記入します。

項目1：次の種類に分類された木材の証明書を請求します。

- 1.1 丸太（樹種、商品名及び学名を明記）
本数.....材積..... m^3 重量.....kg./ton
- 1.2 木材加工品（樹種、商品名及び学名を明記）
本数.....材積..... m^3 重量.....kg./ton
- 1.3 こん包材（樹種、商品名及び学名を明記）
量.....ton 材積..... m^3 重量.....kg./ton
- 1.4 建物や器具として使用されていた木材（樹種、商品名及び学名を明記）
.....
量/シート/ピース/量..... m^3 /重量.....kg./ton
- 1.5 木製品（指定してください）
樹種、商品名、学名.....
量.....重量.....kg/ton
- 1.6 木炭（樹種、商品名、学名を明記）
量..... $\square\square$ d/箱/袋の容量 m^3 重量.....kg./ton

(各種類に複数の項目がある場合は、アカウントを付けてください。)

項目2. 次の証拠を添付しました。

2.1 人に係る証拠

2.1.1 個人

- (1) 申請者の国民IDカード/IDカード 政府職員（本人）の身分証明書
- (2) 権限を委任して代理する場合
- A. 委任状
- B. 身分証明書のコピー/付与者及び弁護士の政府公的身分証明

書のコピー及びそのコピーが正しいことの証明書。

- C. 国民身分証明書/身分証明書 弁護士の政府関係者(本人)の身分証明書

2.1.2 政府機関又は国営企業ではない法人

- 法人登録の証拠又は法人登録証明書。
- 登録された有限会社の覚書及び定款。
- 代理権を付与する場合は、委任状を添付してください。

項目 3: 木材、木製品、木炭の供給源の証拠。

3.1 丸太、加工木材、枠組木材

3.1.1 王国で

認証される製品の種類に対応した森林法第 18/1 条に基づく木材認証。

- 木材又は林産物を移動するための許可。
- 再造林法に従って合法的取得の証拠を文書化。
- 木材管理簿
- 自己宣言書 (SelfDeclaration)
 - (1)~(5)の証拠がない丸太、加工木材、枠組木材の場合は、写真を添付してください。植えられた木、簡単な地図と、土地法に基づく所有権若しくは所有権を示す文書のコピー又はその許可を与える文書のコピー。樹木が生育又は植樹する場所は、許可された土地を使用し、権利書の種類に応じた特典は、大臣が発表した場合、内閣の承認を得て決定する。

3.1.2 王国に輸入された

- 木材又は林産物の輸送許可証、又は渡航書類。そして
- 原産地証明書 (C/O)又は原産地 (C/O) を示す送り出し国からの輸出許可。

3.2 以前に建物や器具として使用されていた木材

- 物品を県外に移動することを許可する。

3.3 木製品

- 管理証

3.4 炭

- 木材又は林産物の輸送の要請。
- 原材料の合法的な入手を示す証拠。
 - (2.1) 森林法第 18/1 条に基づく木材証明書。
 - (2.2) 自己証明書 (自己宣言書)

3.5 その他の関連証拠書類

- 木材、木製品、木炭に関連した写真。
- 製品注文書のコピーと INVOICE

第4項：第1項に定める物品は、..... 区.....
県..... に保管される。
輸出相手国.....
輸出者名及び住所.....
.....
荷受人名及び住所.....
.....
INVOICE 番号.....
日付.....

私は上記に示されている又は添付されている宣言及び文書は全て真実であることをここに証明します。

(申請者署名).
(.....)

担当官が、

申請書類を確認した結果、不完全かつ不正確であることが判明し、申請者はそれらを修正していませんでした。修正情報は正確であり、指定された期間内に修正を完了する必要があります。.....年.....月の期日までに申請書類が正しく完成していることを確認してください。

担当官の意見

.....
.....

申請書審査官署名.....
(.....)

所見

氏名 (Mr./Mrs./Miss)

職名.....

同行者.....

規定に基づく現地調査を実施する。

(署名).....
(.....)
職名.....

担当官の所見

検査は規定に基づき実施した。

不正確です。結果は申請者.....
に通知してください。

正解です。王立森林局長官に証明書の発行の提案が適切であると考えます。

(検査官署名).
(.....)

職名.....

指揮官の所見

.....
.....

(署名).....
(.....)

職名.....

森林大臣への上申

- 承認
- 却下

(署名).....
(.....)
職名.....

(様式 7)

王国外での取引又は輸出のための木材、木材製品、木炭の認証申請受領書

日.....月.....年

王立森林局は、.....からの木材及び木材製品の証明書 of 申請を受領した。

貿易用の木材製品又は木炭の木材証明書の要求を受領します。

申請書と補足文書を確認した結果は、次のようです。

森林局は、.....の木材製品の木材証明書の申請を受領し、申請と添付書類を確認した結果、次のように判断する。

- 文書及び証拠が完全かつ正確。
- 次の文書及び証拠が不完全又は不正確。
 - 1.....
 - 2.....
 - 3.....
 - 4.....

申請者は、この申請を受け取った日から 15 日以内に、申請を修正するか、追加の書類や証拠を正確かつ完全に提出するよう通知されています。申請者が行動を起こさない場合は、その期間内に修正するか、追加の書類や証拠を提出してください。森林局は申請者に申請書を返送しますが、申請者は証拠としてこの申請書のコピーを申請者に渡しています。

申請者に、この通知を受け取った日から 15 日以内に、申請書を修正するか、正しく完成するための追加の文書や証拠を提出するよう通知する。

王立森林局は、申請者が上記期間内に修正を行わない場合又は追加の書類や証拠を提出しない場合、申請書を申請者に返送します。

申請書受領者は、この申請受領書のコピーを証拠として申請者に送付します。

署名.....申請者署名検査員の要請

(.....)

(.....)

(แบบ รท.8)

หนังสือรับรองไม้ ผลิตภัณฑ์ไม้ และถ่านไม้เพื่อการค้าหรือส่งออกไปนอกราชอาณาจักร Letter of Certification for Trade and Export of Timber, Wood Products and Charcoal ออกตามความในมาตรา 18/2 แห่งพระราชบัญญัติป่าไม้ พุทธศักราช 2484 และที่แก้ไขเพิ่มเติม		เลขที่ No. 木材、木製品及び 炭の輸送輸出証明 書 森林法第 18/2 条、 タイ暦 2484 年 (1941 年)及び追加
ใบสั่งสินค้า / INVOICE インボイス		
เลขที่ No.		วันที่ Date
ผู้ส่งออก/Exporter 輸出者		ผู้ซื้อ/Consignee 荷受人
เลขประจำตัวผู้เสียภาษี Tax ID	納税番号	ประเทศปลายทาง Destination Country
รายละเอียดสินค้า/Description of Consignment 商品明細		
ประเภท/Type		ชนิดไม้/Species
(ระบ ไม้ท่อน/timber ไม้ท่อนขนาด เล็ก/roundwood ไม้ลอม/balled tree ไม้แปรรูป/sawnwood ชิน ไม้สับ/wood chip ไม้ที่เคยอยู่ ในสภาพสิ่งปลูกสร้างหรือเครื่องใช้/used wood ผลิตภัณฑ์ไม้/wood products ถ่านไม้/charcoals หรืออื่นๆ) (木材、丸太、根巻きた木、製材品、木材チップ、古材、木材製品、炭)		ชื่อสามัญ/Common name 一般名
		ชื่อการค้า/Trade name 商業名
		ชื่อวิทยาศาสตร์/Scientific name 学名
จำนวน/ปริมาณ(หน่วย) Quantity (unit) 数量/個数 (単位)	ปริมาตร (ลบ.ม.) 材積 (m³) Volume (cu.m.)	น้ำหนัก (กก./ตัน) 重量 Weight (kg./ton)
แหล่งที่มา/Source 由来		

วันที่ออก 発行日 Date of issue	ลงชื่อ (署名)
วันที่หมดอายุ 有効期限 Date of expiry	(.....)) อธิบดีกรมป่าไม้ Director General of Royal Forest Department

王国外での取引又は輸出のための木材、木材製品、木炭の証明書発行に要する費用。

製品容積 (m ³)	製品重量(kg)	最長往復距離 (km)	稼働日数 (日)	総経費 全費用 経費全体 (パーツ)
27以下	20,000以下	200以下	1	1,400
		201 -400	2	3,600
		400超	3	6,600
28 - 55	20,001-40,000	200以下	2	2,800
		201 -400	3	5,400
		401 -500	4	9,600
		500超	5	13,000
56 - 80	40,001-60,000	200以下	3	6,000
		201 -400	5	12,000
		401 -500	7	21,000
		500超	9	28,800
80超	60,000超	200以下	4	8,000
		201 -400	7	16,800
		401 -500	9	27,000
		500超	11	35,200